ACSES ニュースレター_２０８１号（2021 年４月 19 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（18 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇労働災害発生状況<厚生労働省>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:電気ストーブ(カーボンヒーター)で火災等<消費者庁>
◇事故、事件の続報
・新宿マンションの消火設備事故 作動直後に意識失ったか<放送報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・小林化工株式会社が承認を有する医薬品の承認申請に関する不適切行為への対応について<厚生労働省>／小林化工 高血圧薬 鎮痛剤など 12 品目 製造販売承認 取消処分へ<放送報道>
・子供を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教材等の公表について<文部科学省>
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・原発処理水の海洋放出：マスコミ報道　見出し<新聞報道・Web 報道>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました
～新たに２物質を第一種特定化学物質に指定～<経済産業省・厚生労働省・環境省>
[4] 廃棄物関係
◇フードドライブ推進のための実証の実施について<環境省>
[5] 環境安全関係
◇北九州空港滑走路延長事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について<環境省>
[6] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　３件　[統計資料]　１件
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　３件　[開催記録、報告、資料等]　３件
[8] 海外の化学物質管理情報
○欧州：１件　○米国：３件　○カナダ：１件　○中国：２件
[9] その他
・交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（国家公安委員会告示第 17 号）<官報>
・新たな履歴書の様式例の作成について～「様式例」を参考にして、公正な採用選考をお願いします～<厚生労働省>

花蘇芳（ハナズオウ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇労働災害発生状況

＜厚生労働省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2yPVGt_mhPBJncRJY

表　業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和３年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	39	5	0	6	14	15	31	0	0	5	1	3	2	0	0	0	19	0	0	0	0	140
製造業	3	1	0	1	0	2	16	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
鉱業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
建設業	22	2	0	2	13	3	6	0	0	2	0	1	0	0	0	0	6	0	0	0	0	57
交通運輸事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
陸上貨物運送事業	4	0	0	3	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	19
港湾運送業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林業	2	1	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
農業、畜産・水産業	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
第三次産業	6	1	0	0	0	1	6	0	0	1	0	1	1	0	0	0	6	0	0	0	0	23
商業	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	9
うち小売業	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	6
金融・広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
接客・娯楽	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
うち飲食店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清掃・と畜	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
警備業	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4

◇***その他の事故、事件***

・消費生活用製品の重大製品事故：電気ストーブ（カーボンヒーター）で火災等

＜消費者庁　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023910/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210416_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
（うち石油給湯機付ふろがま１件、迅速継手（都市ガス用）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件
（うち電気ストーブ（カーボンヒーター）１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：９件
（うちＩＨ調理器２件、ライター（点火棒）１件、介護ベッド１件、脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）１件、バッテリー（リチウムイオン、電動リール用）１件、シューズカバー２件、はしご（アルミニウム合金製）１件

◇事故、事件の続報

・新宿マンションの消火設備事故 作動直後に意識失ったか

＜NHK　2021 年 4 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210417/1000063128.html

１５日、東京・新宿区のマンションの地下駐車場で、消火設備から二酸化炭素が放出され、作業員４人が死亡した事故で、４人はいずれも直前まで作業していた場所で倒れていたことが捜査関係者への取材で分かりました。
警視庁は、消火設備が何らかの原因で誤作動し、その直後に意識を失ったとみて調べています。
１４日、新宿区にあるマンションの地下駐車場で消火設備から二酸化炭素が放出され、天井の張り替えを行っていた作業員の男性６人のうち、足立区の上邨昌弘さん（５８）など４人が死亡したほか、２８歳の男性が意識不明の重体となっています。
現場からは当時、通常の空気中の濃度のおよそ５００倍にあたる二酸化炭素が検出されたということですが、亡くなった４人は、いずれも直前まで作業していた場所で倒れていたことが捜査関係者への取材で分かりました。
二酸化炭素は短時間で一気に充満する仕組みになっているということで、警視庁は現場の状況などから、４人が消火設備が作動した直後に意識を失ったとみています。
また、自力で脱出した男性は「作業員が当時、天井にあった消火設備の一部を取り外すなどしていた」と証言しているということで、警視庁はこうした作業の過程で消火設備が誤作動した可能性があるとみて調べています。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・小林化工株式会社が承認を有する医薬品の承認申請に関する不適切行為への対応について

＜厚生労働省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=K9Ml6i8WdAC5bTq5Y

小林化工株式会社が承認を有する複数の医薬品について、同社より、承認申請に関し、不適切な行為があったとの報告がありました。同社への実地調査や同社からの報告を通じ、事実関係について確認されたことから、今後、行政手続法に基づく所要の手続きを経て、同社に対する厳正な処分を行うこととしております。また、同社との共同開発品目については、事実関係について確認を行っているところです。

なお、下記の重大な不適切行為のあったいずれの医薬品についても、承認申請後に小林化工株式会社が実施した安定性試験結果において、品質、有効性及び安全性に問題ない結果が出ていることを確認しています。

（参考）
小林化工株式会社から報告のあった重大な不適切行為は以下の通りです。
１　承認申請用の安定性試験について、安定性試験の実施日、分析法バリデーションの実施日等を改ざんしていた。
２　承認申請書の記載とは異なる方法で製造された製剤で、承認申請用の安定性試験を行っていた。

・小林化工 高血圧薬 鎮痛剤など 12 品目 製造販売承認 取消処分へ

＜NHK　2021 年 4 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210416/k10012980201000.html

福井県あわら市の医薬品メーカー「小林化工」が製造した水虫などの治療薬に睡眠導入剤の成分が混入した問題で、会社は製品の製造販売の承認を申請する際一部虚偽の記載が新たに判明したとして、12 品目の製品について国から製造販売の承認を取り消される見通しだと発表しました。

「小林化工」が製造・販売した水虫などの真菌症の治療薬をめぐっては、処方された薬を服用した人のおよそ7割に当たる245人から健康被害が報告され、会社は弁護士など3人からなる外部調査委員会を設置して進めた調査結果について16日会見しました。
この中で、原因については「承認書と異なる過程で製造が行われ、手順が管理されていない状態が放置されていた」として、経営陣が必要な措置を講じずに違法な状態を放置していたと指摘しました。
そのうえで新製品の販売の承認を国に申請する際、長期間保管しても成分が変化しないか確認する試験で定められた期間より1週間程度短縮して行ったにもかかわらず、正しく行ったように偽った内容で申請したことなどが新たに明らかになったということです。
これを受けて小林化工は高血圧の治療薬や鎮痛剤など12品目の薬について製造販売の承認を厚生労働省から取り消される処分を受ける見込みだと発表し、自主回収を始めるとしています。

承認取り消し見込み 12品目

小林化工によりますと、製造販売の承認が取り消される見込みとなっているのは、以下の12品目です。

アレルギー性疾患治療剤、ロラタジンODフィルム10mg「KN」
乳がん治療剤の、アナストロゾール錠1mg「KN」
脂質異常症治療剤のロスバスタチン錠2.5mg「MEEK」
ロスバスタチン錠5mg「MEEK」
肺高血圧治療剤のボセンタン錠62.5mg「KN」
気管支喘息治療剤のモンテルカスト細粒4mg「KN」
B型肝炎治療剤のエンテカビル錠0.5mg「KN」
高血圧症治療剤のイルベサルタン錠50mg「KN」
イルベサルタン錠100mg「KN」
イルベサルタン錠200mg「KN」
鎮痛剤のセレコキシブ錠100mg「KN」
セレコキシブ錠200mg「KN」

小林化工の説明によりますと、いずれの製品もこれまでに健康被害の報告はなく、会社が行った品質試験では安全性に問題がない結果が出ているということです。

小林化工社長コメント

会見で小林化工の小林広幸社長は「抜本的な対策を取ってこなかったことについて反省しています。二度と法令違反が起きない体制づくりを進めていきます」と述べました。

・子供を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の教材等の公表について
＜文部科学省　2021年4月16日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af2bacwIgC5porbQ

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・国連、処理水放出に「深い憂慮」　福島原発で特別報告者
＜共同通信　2021年4月16日＞　https://www.47news.jp/national/genpatsu/6121044.html
・原発処理水の海洋放出「人権にリスク」　国連特別報告者
＜朝日新聞　2021年4月16日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP4J35ZDP4HUHBI03L.html
・「核のごみ」対話の場、初回終わる　対照的な2町村
＜朝日新聞　2021年4月16日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP4J6TSQP4JIIPE00L.html
・処理水による風評被害「迅速かつ適切に賠償」　東電社長
＜朝日新聞　2021年4月16日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP4J6HLMP4JULFA01D.html
・処理水放出、年内に行動計画　風評対策で初の閣僚会議
＜朝日新聞　2021年4月16日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP4J347BP4HULFA030.html

・処理水放出しても福島第一のタンク増設？　朝日新聞試算

＜朝日新聞　2021 年 4 月 15 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP4H4FT7P4CUGTB01H.html

****

[2]［特集］新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021年4月17日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18140.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和3年4月17日版）

＜厚生労働省　2021 年 4 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18139.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・新型コロナ第４波鮮明に　緊急事態「再々宣言」現実味

＜時事ドットコム　2021 年 4 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021041601055&g=soc

---

[対策・予防]

・4 県に「まん延防止等重点措置」適用決定 状況により適用拡大も

＜NHK　2021 年 4 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210417/k10012980321000.html

・「まん延防止」１０都府県に　奈良、和歌山、福岡の追加検討―大阪に緊急事態宣言も

＜時事ドットコム　2021 年 4 月 17 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021041600172&g=soc

・１都３県知事 都県越え移動や変異ウイルス拡大地へ外出控えて

＜NHK　2021 年 4 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210416/1000063122.html

・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）

［官報］　令和 3 年 4 月 16 日　特別号外　第 36 号　1 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210416/20210416t00036/20210416t000360001f.html

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に関する公示（新型コロナウイルス感染症対策本部）

［官報］　令和 3 年 4 月 16 日　特別号外　第 36 号　1～15 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210416/20210416t00036/20210416t000360001f.html

---→ *次号掲載予定*

◇省庁発表

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。

＜厚生労働省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Idkv4CUcfgqzZy0zY

・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ

＜厚生労働省　2021年4月16日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoukikanheno_oshirase.html

・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System on COVID-19

＜厚生労働省　2021年4月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html

・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました

＜厚生労働省　2021年4月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou.html

・「受診・相談センター/診療・検査医療機関等」について更新しました

＜厚生労働省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou.html

・新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=C_MFyg82VCCZTQ6ZY
・新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け）を更新しました。
＜厚生労働省　2021年4月16日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00018.html
---

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>
・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（６指標）を更新しました。
＜厚生労働省　2021年4月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html
・検査証明書の提示について掲載しました。
＜厚生労働省　2021年4月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html
・行革相、職場や学校での接種検討　コロナワクチン、65 歳未満向け
＜共同通信　2021 年 4 月 17 日＞　https://this.kiji.is/755961230339670016?c=39546741839462401

◇<u>大学等関係</u>
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(4/15 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 4 月 15 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(4/14 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 4 月 14 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html
---

・<u>私大下宿生の生活費、1 日 693 円</u>
＜朝日新聞　2021 年 4 月 17 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP4J7R0CP4JPLZB00N.html
　昨年春に京都の私立大学に入り親元を離れて暮らす学生の 1 日の生活費が、693 円で過去最低だったことが、保護者への調査でわかった。毎月の仕送り額が過去最低だったためで、対面授業がなく実家へ戻るなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあるとみられる。
　調査をしたのは、京都・滋賀の私立大の教職員組合でつくる京都私大公助推進会議。1988 年度から続けており、昨年は 8 月から 11 月にかけて、3 大学（京都先端科学大、立命館大、龍谷大）の保護者に郵送で実施。新入生の保護者 3432 人から回答を得た。うち自宅外から大学に通っているのは約半数の 1686 人だった。
　新生活当初の出費が落ち着く昨年 6 月の仕送り額は、平均 7 万 4117 円。前年度より 6569 円減り、過去最低となった。1 日あたりの生活費は、そこから家賃（平均 5 万 3349 円）を引いた 2 万 768 円から算出した。693 円は前年度より 238 円少なく、最高だった 95 年度（2337 円）の 3 割に満たない。
　同会議事務局は「新型コロナの影響で大学がオンライン授業になり、下宿生が自宅に戻ったことが、仕送り減の一因ではないか。それでも家賃は払い続けなくてはならず、経済的に厳しい」としている。
　下宿生の入学の年にかかる費用（受験から入学までの費用と仕送り額の合計）は、平均 280 万 2259 円で、年収に占める割合は 31・4%。過去 5 年はほぼ同水準で推移している。
　自由記述では「コロナの影響で、子どものアルバイトが予定したほど収入が得られなかった」「家計が厳しく、奨学金を借りているが、子どもの未来への借金かと思うと先行きが不安」「コロナで妻が仕事を失い、収入が不安定で心配」など、切実な訴えが寄せられた。調査は例年、6 大学を対象にしているが、今回は 3 大学で実施した。

◇*<u>マスコミ報道　見出し</u>*
・「知識乏しくテストせず」 接触確認アプリ「COCOA」不具合
＜NHK　2021 年 4 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210416/k10012977841000.html
・コロナ接触アプリ業者が対価返納　1200 万円、COCOA 不具合
＜共同通信　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.47news.jp/news/6125352.html

****

[3] 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました
～新たに２物質を第一種特定化学物質に指定～

＜経済産業省　2021 年 4 月 16 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210416010/20210416010.html?from=mj
＜厚生労働省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3uNQoe-3KgRxZERY
＜環境省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109478.html

本日、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、閣議決定されました。本政令は、「2・2・2―トリクロロ―1―（2―クロロフェニル）―1―（4―クロロフェニル）エタノール」及び「ペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）とその塩」を第一種特定化学物質に指定等を行うものです。

1. 政令改正の背景

本政令は、ストックホルム条約第 9 回締約国会議（令和元年 5 月）において、新たな廃絶対象物質が決定されたことを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）第 2 条第 2 項に規定された第一種特定化学物質（注 1）として、「2・2・2―トリクロロ―1―（2―クロロフェニル）―1―（4―クロロフェニル）エタノール」及び「PFOA 又はその塩」を指定するとともに、所要の改正を行うものです。（詳細は、2. を御覧下さい。）

（注 1）第一種特定化学物質は、難分解性、高蓄積性及び人又は高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質です。当該物質については、製造及び輸入の許可（原則禁止）、使用の制限、政令指定製品の輸入禁止等が規定されております。

2. 閣議決定された政令の概要

(1) 第一種特定化学物質の指定

化審法第 2 条第 2 項に規定された第一種特定化学物質として、「2・2・2―トリクロロ―1―（2―クロロフェニル）―1―（4―クロロフェニル）エタノール」及び「PFOA 又はその塩」を指定します（化審法施行令第 1 条）。

(2) 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品の指定

第一種特定化学物質となる「PFOA 又はその塩」が使用されている場合に輸入することができない製品として、以下の製品を指定します（化審法施行令第 7 条）。

1. 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙
2. はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
3. 洗浄剤
4. 半導体の製造に使用する反射防止剤
5. 塗料及びワニス
6. はつ水剤及びはつ油剤
7. 接着剤及びシーリング用の充填料
8. 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
9. トナー
10. はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
11. はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物
12. 床用ワックス
13. 業務用写真フィルム

(3) 第一種特定化学物質が使用されている場合に取り扱い等に係る基準に従わなければならない製品の指定

取り扱い時に国が定める技術上の基準に従わなければならない製品として、当分の間、「PFOA 又はその塩」が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定めます（化審法施行令原始附則第 3 項）。

3. 今後のスケジュール

公布日　　令和 3 年 4 月 21 日（予定）
施行期日　　令和 3 年 10 月 22 日

［備考］
2・2・2―トリクロロ―1―（2―クロロフェニル）―1―（4―クロロフェニル）エタノール
CAS番号：115-32-2
ペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）とその塩
ペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）　CAS番号：335-67-1
ペルフルオロオクタン酸アンモニウム　CAS 番号：3825-26-1
ペルフルオロオクタン酸ナトリウム　CAS 番号：335-95-5
＜ACSES 事務局調べ＞

****

[4] ***廃棄物関係***

◇フードドライブ推進のための実証の実施について
＜環境省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109489.html

****

[5] ***環境安全関係***

◇北九州空港滑走路延長事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について
＜環境省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109484.html

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇環境配慮契約法基本方針に関する提案募集について
＜環境省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109485.html

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（以下「環境配慮契約法」という。）に基づく「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）においては、基本方針第５項第７節「本基本方針の見直し」に基づき、本基本方針の施行の状況について検討を加え、必要に応じて見直しを行うこととされております。

本年度についても、基本方針の見直し等について検討を行うこととしており、その参考とするため、令和３年４月 16 日（金）より提案募集を実施いたします。

◇令和３年度脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業（補助事業）の公募について
＜環境省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109488.html

---

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業)の公募について
＜環境省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109497.html

---

[統計資料]

◇薬事工業生産動態統計令和３年１月分月報について
＜厚生労働省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2OVWp-mxLAJ3ZwJY

****

[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第５回「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を開催します　　４月 23 日
＜厚生労働省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7RXjLOnQssZ_q_B_Y
「これまでの委員からのご質問に関する回答と追加説明」
「とりまとめに向けた今後の検討課題」

・中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス総合対策小委員会（第 13 回）の開催について

４月 22 日、WEB 会議

＜環境省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/109498.html

（１）自動車排出ガス総合対策に関するヒアリング

（２）　その他

・世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会（第 4 回）

4 月 22 日、オンライン

＜経済産業省　2021 年 4 月 16 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/39106

成長に資するカーボンプライシング③（炭素税、排出量取引制度、クレジット取引等）

[開催記録、報告、資料等]

・教育再生実行会議「ポストコロナ期の新たな学びの在り方について（第十二次提言）案」の取りまとめに向けた議論(4/8)

＜文部科学省　2021 年 4 月 8 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af2bacwIgC5porbF

・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（令和 2 年度）（第 1 回）　議事要旨　　2 月 15 日

＜文部科学省　2021 年 4 月 16 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af2bacwIgC5porbM

1. SOS の出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の更なる充実について
2. コロナ禍における児童生徒の自殺等に関する現状について
3. その他

・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（令和 2 年度）（第 2 回）　議事要旨　　2 月 26 日

＜文部科学省　2021 年 4 月 16 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af2bacwIgC5porbN

1. コロナ禍における児童生徒の自殺等に関するヒアリング
2. その他

****

[8] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 534 号　2021 年 4 月 14 日　から＞

〇欧州

・ECHA Weekly - 7 April 2021

＜欧州化学品庁(ECHA)　202 年 4 月 7 日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-7-april-2021

ECHA は ECHA Weekly の 2021/4/7 版を掲載した。

〇米国

・Chemical Category for Octahydro-Tetramethyl-Naphthalenyl-Ethanone (OTNE); Manufacturer Request for Risk Evaluation Under the Toxic Substances Control Act (TSCA); Extension of Comment Period

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 4 月 5 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/04/05/2021-06495/chemical-category-for-octahydro-tetramethyl-naphthalenyl-ethanone-otne-manufacturer-request-for-risk

EPA は、製造者から要請された香料成分のオクタヒドロ - テトラメチル - ナフタレニル - エタノン（OTNE）カテゴリー4 物質の TSCA に基づくリスク評価に関する意見募集の締切り日を、2021/4/5 から 2021/5/5 まで 30 日間延長することを官報公示した。

・Lead and Copper Rule (LCRR) Virtual Engagements

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 4 月 5 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2021/04/05/2021-06926/lead-and-copper-rule-lcrr-virtual-engagements

EPA は、2021 年 4 月から鉛と銅の規則(改訂)（LCRR）への公衆関与のイベントを仮想開催することを官報公示した。イベントの目標は、最も危険にさらされている個人やコミュニティから LCRR に対する意見をさらに聴取することで、公開リスニングセッションを 2021/4/28 と 2021/5/5 に開催、また 2021 年 5 月からコミュニティに焦点を当てた仮想円卓会議を開催することを通

知し、イベントでの意見提供を求めている。
・EPA Releases Updated PFBS Toxicity Assessment After Rigorous Scientific Review
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 4 月 8 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-releases-updated-pfbs-toxicity-assessment-after-rigorous-scientific-review-0
EPA は、ペルおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)の一つであるペルフルオロブタンスルホン酸(PFBS)の更新された毒性評価を発表した。
この活動は科学的完全性を回復し、PFAS 化学物質に関して一般に公開される研究および情報の量を増やすという EPA の取り組みの一部であると説明している。更新された PFBS の毒性評価 →
https://www.epa.gov/pfas/learn-about-human-health-toxicity-assessment-pfbs
---

〇カナダ
・Federal environmental quality guidelines - Copper
＜カナダ　2021 年 4 月 9 日＞
https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/evaluating-existing-substances/federal-environmental-quality-guidelines-copper.html
カナダ政府は、銅に関する連邦環境品質ガイドライン(FEQG)を公開した。FEQG は連邦のイニシアチブをサポートするために推奨される化学物質の閾値で、FEQG の使用は、規制または拘束力のある合意によって規定されていない限り、任意となる。

〇中国
・Technical Barriers to Trade Information Management System　Regular notification G/TBT/N/CHN/1585
＜中国　2021 年 4 月 7 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/171442?FromAllNotifications=True
中国国家標準化管理委員会は、子供用靴の安全技術規範に関する国家標準案(GBXXXXX-XXXX)を WTO/TBT 通報した。この規格は、子供用靴の用語と定義、製品分類、技術要件、試験方法、および子供用の靴の安全技術の判断を規定し、14 歳未満の子供および幼児向けのさまざまな素材で作られた履物に適用される。この通報への意見提出は 2021/6/6 まで。WTO/TBT 通報文書（中国語）
→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/CHN/21_2521_00_x.pdf
・Technical Barriers to Trade Information Management System　Regular notification G/TBT/N/CHN/1587
＜中国　2021 年 4 月 8 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/171444?FromAllNotifications=True
中国国家標準化管理委員会は、履物の安全技術規範に関する国家標準案(GBXXXXX-XXXX)を WTO/TBT 通報した。この規格は、履物の技術要件、試験方法、および安全技術判断を規定し、様々な素材で作られた履物に適用されるが、子供用履物および保護用の靴(またはブーツ)には適用されない。この通報への意見提出は 2021/6/7 まで。
WTO/TBT 通報文書（中国語）→ https://members.wto.org/crnattachments/2021/TBT/CHN/21_2523_00_x.pdf
****

[13] *その他*

◇*その他*

・交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（国家公安委員会告示第 17 号）
［官報］　令和 3 年 4 月 16 日　号外　第 89 号　14～19 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210416/20210416g00089/20210416g000890014f.html

〇国家公安委員会告示第 17 号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）及び交通安全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和 3 年 4 月 16 日　　国家公安委員会委員長　　小此木八郎

（交通の方法に関する教則の一部改正）

第一条　交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第２章　歩行者の心得	**第２章**　歩行者の心得
歩行者は、この章に書かれている事柄を守りましょう。	［同左］
第３節　横断の仕方	**第３節**　横断の仕方
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　信号機のない場所で横断しようとするとき	３　［同左］
［⑴～⑷　略］	［⑴～⑷　同左］
⑸　横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにしましょう。	［加える。］
⑹　［略］	⑸　［同左］
第３章　自転車に乗る人の心得	**第３章**　自転車に乗る人の心得
自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。	［同左］
第１節　自転車の正しい乗り方	**第１節**　自転車の正しい乗り方
１　自転車に乗るに当たっての心得	１　自転車に乗るに当たっての心得
［⑴～⑻　略］	［⑴～⑻　同左］
⑼　自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具を着用するようにしましょう。	［加える。］
⑽　［略］	⑼　［同左］
⑾　［略］	⑽　［同左］
［２～４　略］	［２～４　同左］
第６章　危険な場所などでの運転	**第６章**　危険な場所などでの運転
第４節　悪天候など	**第４節**　悪天候など
悪天候で道路の状態が悪いと思われるときや交通が混雑しそうな道路を通行するときどは、まずラジオを聞いたり、日本道路交通情報センターに電話を掛けたりして、道路や交通の状況を確認しましょう。	［同左］
［１・２　略］	［１・２　同左］
３　霧などのときの運転	３　霧のときの運転
⑴　霧や吹雪などは、視界を極めて狭くします。霧灯（淡黄色などの補助前照灯）のあるときは霧灯を、ないときは前照灯を早めにつけましょう。中心線やガードレールや前の車の尾灯を目安にし、速度を落として運転しましょう。	⑴　霧は、視界を極めて狭くします。霧灯（淡黄色などの補助前照灯）のあるときは霧灯を、ないときは前照灯を早めにつけましょう。中心線やガードレールや前の車の尾灯を目安にし、速度を落として運転しましょう。
［⑵　略］	［⑵　略］

備考　表中の［　］は、注記である。

（交通安全教育指針の一部改正）

第二条　交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第２章　交通安全教育の内容及び方法	**第２章**　交通安全教育の内容及び方法
第１節　幼児に対する交通安全教育	**第１節**　幼児に対する交通安全教育
幼児に対する交通安全教育は、１に定める目的を達成するため、２に定める事項を内容として実施する。 なお、この場合において、配慮すべき事項は３に定めるとおりとし、また、４に定めるところにより幼児の保護者に対して交通安全教育を実施する。	［同左］
［１　略］	［１　同左］
２　幼児に対する交通安全教育の内容	２　［同左］
⑴　歩行者の心得	⑴　［同左］
［ア　略］	［ア　同左］
イ　内容	イ　［同左］
［(ｱ)～(ｴ)略］	［(ｱ)～(ｴ)同左］
(ｵ)　横断の仕方	(ｵ)　［同左］
［ａ・ｂ　略］	［ａ・ｂ　同左］
ｃ　信号機のない所で横断しようとする場合 横断歩道橋、横断用地下道等の安全に横断することができる施又は横断歩道が近くにない場合は、道路がよく見渡せる所を探し、歩道の縁又は道路の端に立ち止まって右左の安全を十分に確認するとともに、走行中の車両が歩行者の横断のために停止した場合は、他の車両の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めるように指導する。<u>また、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにすること、</u>横断中も車両が近づいてこないかどうか周囲の状況に注意すること及び停車又は駐車中の車両の陰から別の車両が突然出てくることがあるので注意することを指導する。特に、横断時には、左方向から進行してくる車両と衝突する交通事故が多いことを理解させ、道路の横断を始める前や横断中には、これらの車両の動きに十分に注意するように指導する。	ｃ　［同左］ 横断歩道橋、横断用地下道等の安全に横断することができる施又は横断歩道が近くにない場合は、道路がよく見渡せる所を探し、歩道の縁又は道路の端に立ち止まって右左の安全を十分に確認するとともに、走行中の車両が歩行者の横断のために停止した場合は、他の車両の動きに注意し、<u>また、</u>横断中も車両が近づいてこないかどうか周囲の状況に注意すること及び停車又は駐車中の車両の陰から別の車両が突然出てくることがあるので注意することを指導する。特に、横断時には、左方向から進行してくる車両と衝突する交通事故が多いことを理解させ、道路の横断を始める前や横断中には、これらの車両の動きに十分に注意するように指導する。
［(ｶ)・(ｷ)　略］	［(ｶ)・(ｷ)　同左］
［(2)～(5)　略］	［(2)～(5)　同左］
［３・４　略］	［３・４　同左］
第２節　児童に対する交通安全教育	**第２節**　児童に対する交通安全教育

児童に対する交通安全教育は、１に定める目的を達成するため、２に定める事項を内容として実施する。 なお、この場合において、配慮すべき事項は３に定めるとおりとし、また、４に定めるところにより児童の保護者に対しての交通安全教育を実施する。	［同左］
［１　略］	［１　同左］
２　児童に対する交通安全教育の内容	２　［同左］
［⑴～⑶　略］	［⑴～⑶　同左］
⑷　自転車の利用者の心得	⑷　［同左］
［ア　略］	［ア　同左］
イ　内容	イ　［同左］
［(ｱ)　略］	［(ｱ)　同左］
(ｲ)　自転車に乗るに当たっての心得 ブレーキが故障している場合、夜間に尾灯及び反射器材が付いていない場合等の自転車に乗ってはならない場合があることを理解させる。また、体格に合わない自転車に乗らないようにすること、二人乗り等の危険な乗り方をしないようにすること、自転車に荷物を積む場合は、視野が妨げられたり、自転車の安定が悪くなったりするような積み方をしないようにすること、目立つ色の服装をすること及び乗車用ヘルメット、反射材用品等を着用することを指導する。	(ｲ)　［同左］ ブレーキが故障している場合、夜間に尾灯及び反射器材が付いていない場合等の自転車に乗ってはならない場合があることを理解させる。また、体格に合わない自転車に乗らないようにすること、二人乗り等の危険な乗り方をしないようにすること、自転車に荷物を積む場合は、視野が妨げられたり、自転車の安定が悪くなったりするような積み方をしないようにすること、目立つ色の服装をすること及び反射材用品等を着用することを指導する。
［(ｳ)～(ｹ)　略］	［(ｳ)～(ｹ)　同左］
［⑸・⑹　略］	［⑸・⑹　同左］
［３・４　略］	［３・４　同左］
第３節　中学生に対する交通安全教育	**第３節**　中学生に対する交通安全教育
中学生に対する交通安全教育は、１に定める目的を達成するため、２に定める事項を内容として実施する。 なお、この場合において、配慮すべき事項は３に定めるとおりとする。	［同左］
［１　略］	［１　同左］
２　中学生に対する交通安全教育の内容	２　［同左］
［⑴・⑵　略］	［⑴・⑵　同左］
⑶　自転車利用者の心得	⑶　［同左］
［ア　略］	［ア　同左］
イ　内容	イ　［同左］
(ｱ)　自転車の正しい乗り方の実践 13 歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できることとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解さ	(ｱ)　［同左］ 13 歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を通行できることとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを

せる。また、自転車乗川中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第２章第２節２（街イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。	理解させる。また、自転車乗川中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第２章第２節２（街イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。
［(ｲ)　略］	［(ｲ)　同左］
［(4)･(5)　略］	［(4)･(5)　同左］
［３　略］	［３　同左］
第４節　高校生に対する交通安全教育	**第４節**　高校生に対する交通安全教育
高校生に対する交通安全教育は、１に定める目的を達成するため、２に定める事項を内容として実施する。 なお、この場合において、配慮すべき事項は３に定めるとおりとする。	［同左］
［１　略］	［１　同左］
２　高校生に対する交通安全教育の内容	２　［同左］
［(1)　略］	［(1)　同左］
(2)　歩行者の心得	［加える。］
ア　目標 歩行者として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要があることを再確認させることにより、交通安全意識の高揚を図る。また、免許を受けた者に対しては、歩行者の立場で交通安全教育を受けることにより、自動車等を運転する場合に歩行者の特性を踏まえて安全に運転ができるようにする。	
イ　内容 歩行者に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者として安全に道路を通行するために習得する必要のある事項を教則	

第２章の内容に沿って指導する。 (ｱ)　横断中の事故等の歩行者が当事者である事故の発生原因等 (ｲ)　道路の横断等における幼児、児童、高齢者、目の見えない大及び身体の不自由な人の保護	
⑶　自転車の利用者の心得 ［ア　略］ イ　内容 自転車乗用中の高校生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行することができるように指導する。また、必要に応じて自転車を用いて実技訓練を実施するなどして、点検及び正しい乗り方を確実に実践することができるように指導する。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。	⑵　自転車の利用者の心得 ［ア　同左］ イ　内容 自転車乗用中の高校生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性を理解させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行することができるように指導する。また、必要に応じて自転車を用いて実技訓練を実施するなどして、点検及び正しい乗り方を確実に実践することができるように指導する。
⑷　［略］ ⑸　［略］ ［３　略］	⑶　［同左］ ⑷　［同左］ ［３　同左］
第５節　成人に対する交通安全教育 ［１　略］ ２　免許取得後の交通安全教育 免許取得後の交通安全教育は、⑴に定める目的を達成するため、⑵に定める事項を内容として実施する。 なお、この場合において、配慮すべき事項は⑶に定めるとおりとする。 ［⑴　略］ ⑵　免許取得後の交通安全教育の内容 ア　四輪車の運転者に対する交通安全教育 ［(ｱ)・(ｲ)　略］ (ｳ)　状況に応じた運転能力の向上 ［ａ　略］ ｂ　内容 ［(a)～(c)　略］ (d)　霧等の場合の運転 霧、吹雪等（以下「霧等」という。）が発生すると視界が狭くなることを理解させ、霧等の場合に運転するときは、霧灯（淡黄色等の補助前照灯をいう。以下同じ。）があるときは霧灯を、ないときは前照灯を早めにつけること、速度を落として運転すること、危険防止	**第５節**　成人に対する交通安全教育 ［１　同左］ ２　［同左］ ［同左］ ［⑴　同左］ ⑵　免許取得後の交通安全教育の内容 ア　［同左］ ［(ｱ)・(ｲ)　同左］ (ｳ)　状況に応じた運転能力の向上 ［ａ　同左］ ｂ　［同左］ ［(a)～(c)　同左］ (d)　霧の場合の運転 霧が発生すると視界が狭くなることを理解させ、霧の場合に運転するときは、霧灯（淡黄色等の補助前照灯をいう。以下同じ。）があるときは霧灯を、ないときは前照灯を早めにつけること、速度を落として運転すること、危険防止のために必要に応じて警音器を

のために必要に応じて警音器を使用すること等の霧等の場合に運転者がとるべき必要な措置を指導する。	使用すること等の霧の場合に運転者がとるべき必要な措置を指導する。
［(e)・(f) 略］	［(e)・(f) 同左］
［(ｴ)・(ｵ) 略］	［(ｴ)・(ｵ) 同左］
［イ 略］	［イ 同左］
［(3) 略］	［(3) 同左］
［３ 略］	［３ 同左］
４ 歩行者等に対する交通安全教育	４ ［同左］
歩行者等に対する交通安全教育は、⑴に定める目的を達成するため、⑵に定める事項を内容として実施する。	［同左］
なお、この場合において、配慮すべき事項は⑶に定めるとおりとする。	
［⑴ 略］	［⑴ 同左］
⑵ 歩行者等に対する交通安全教育の内容	⑵ ［同左］
歩行者等に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者等として安全に道路を通行するために習得する必要のある事項を教則第２章及び第３章の内容に沿って指導する。	［同左］
［ア 略］	［ア 同左］
イ 自転車の利用者の心得	イ ［同左］
［(ｱ)～(ｵ) 略］	［(ｱ)～(ｵ) 同左］
(ｶ) 交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果	［加える。］
［ウ 略］	［ウ 同左］
［⑶ 略］	［⑶ 同左］
第６節 高齢者に対する交通安全教育	**第６節** 高齢者に対する交通安全教育
高齢者に対する交通安全教育は、１に定める目的を達成するため、２に定める事項を内容として実施する。	［同左］
なお、この場合において、配慮すべき事項は３に定めるとおりとし、また、４に定めるところにより高齢者の家族等に対しての交通安全教育を実施する。	
［１ 略］	［１ 同左］
２ 高齢者に対する交通安全教育の内容	２ ［同左］
［⑴～⑶ 略］	［⑴～⑶ 同左］
⑷ 自転車の利用者の心得	⑷ ［同左］
［ア 略］	［ア 同左］
イ 内容	イ ［同左］
［(ｱ)・(ｲ) 略］	［(ｱ)・(ｲ) 同左］
(ｳ) 安全に自転車に乗るために習得する必要	(ｳ) 同左

のある事項 免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要のある事項を、教則第３章の内容に沿って指導する。特に、70 歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促す。	免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要のある事項を、教則第３章の内容に沿って指導する。特に、70 歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。
［(5)～(7)　略］	［(5)～(7)　同左］
［３　略］	［３　同左］
４　家族等に対する交通安全教育の実施	４　［同左］
高齢者が加齢に伴う身体の機能の変化を自覚し、安全に道路を通行するためには、家族等の理解と協力が必要である。	［同左］
そこで、高齢者に対する交通安全教育を実施する場合は、指導者は、可能であれば家族等の同伴を求め、家族等が参加できない場合は、高齢者に対する交通安全教育において家族等が果たすべき役割、高齢者に指導すべき事項等について記載した資料を高齢者に持ち帰らせることなどにより、家族等に対する交通安全教育を行う。	
なお、具体的には以下の内容について指導する。	
［⑴・⑵　略］	［⑴・⑵　同左］
⑶　高齢者が安全に自転車を利用するために必要な事項	⑶　［同左］
自転車乗用中の高齢者が当事者である交通事故の主な原因が、無理な道路の横断、交差点での一時不停止等であることを理解させ、これらの行動をとらないように指導する。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させ、乗車用ヘルメットの着用を促すよう指導する。	自転車乗用中の高齢者が当事者である交通事故の主な原因が、無理な道路の横断、交差点での一時不停止等であることを理解させ、これらの行動をとらないように指導する。
［⑷～⑹　略］	［⑷～⑹　同左］
備考　表中の［　］は、注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

・新たな履歴書の様式例の作成について

～「様式例」を参考にして、公正な採用選考をお願いします～

＜厚生労働省　2021 年 4 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2yPVGt_mhPBJnchJY

厚生労働省では、これまで公正な採用選考を確保する観点から、一般財団法人日本規格協会（以下「日本規格協会」という。）が、ＪＩＳ規格の解説の様式例において示していた履歴書の様式例の使用を推奨していました。

令和２年７月に日本規格協会が、ＪＩＳ規格の解説の様式例から履歴書の様式例を削除したため、厚生労働省において公正な採用選考を確保する観点から新たな履歴書様式例の検討を行い、事業主の皆様に広く参考にしていただくための様式例（厚生労働省履歴書様式例）を作成し（別添参照）、本日開催された労働政策審議会職業安定分科会に報告いたしました。

厚生労働省においては、今後、公正な採用選考への理解を深めるさまざまな取り組みを実施するにあたり、本様式例を活用してまいります。

事業主の皆様におかれましても、採用選考時に使用する履歴書の様式については、本様式例を参考にしつつ、公正な採用選考をお願いします。履歴書の様式に本様式例と異なる記載欄を設ける場合は、公正な採用選考の観点に特に御留意をお願いします。

なお、厚生労働省履歴書様式例と、日本規格協会が示していた履歴書様式例（ＪＩＳ規格様式例）の異なる点については以下のとおりです。

【厚生労働省履歴書様式例とＪＩＳ規格様式例の相違点】

１．　性別欄は〔男・女〕の選択ではなく任意記載欄としました。なお、未記載とすることも可能としています。
２．「通勤時間」「扶養家族数（配偶者を除く）」「配偶者」「配偶者の扶養義務」の各項目は設けないことにしました。

別添　厚生労働省が作成した履歴書様式例　　https://www.mhlw.go.jp/content/11654000/000769665.pdf

********** 以上 **********